

F A X 送付案内

令和 2 年 12 月 16 日

A 4 2 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

高知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の 確認について (国内27例目)

平素よりお世話になっております。
本日、高知県宿毛市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 (今シーズン国内27例目) が確認されました。
本発生は、高知県における今シーズン初めての発生です。【農林水産省情報提供】

【概要】

- ・所在地 : 高知県 宿毛市
- ・飼養状況 : 採卵鶏 (約3.2万羽)

【経緯】

- ・12月15日、高知県は、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- ・同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- ・本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生については、世界各地で報告されており、家きん農場等においては、引き続き、侵入防止対策の徹底をお願いします。

なお、家きん飼養農場において本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

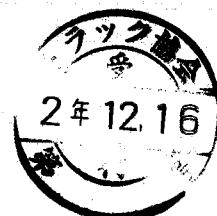
☆ 個々の農場で！地域ぐるみで！

農場防疫 (バイオセキュリティ) 対策の徹底をお願いします！！

毎月29日 (2月は9日) は畜産の日！県内一斉消毒の日！

鳥インフルエンザに関する情報 (農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



高知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内27例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、高知県宿毛市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内27例目）が確認されました。
本発生は、高知県における今シーズン初めての発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。
農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針（大臣指示）に従い措置を実施することについて確認します。

1. 農場の概要

農場所在地：高知県 宿毛市
飼養状況：採卵鶏（約3.2万羽）

2. 経緯

- (1) 12月15日、高知県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

本日、高知県宿毛市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

12月16日の高知県宿毛市における高病原性鳥インフルエンザの発生は高知県における今シーズン初めての発生であり、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- (ア) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、
 - (イ) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
 - (ウ) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
- 必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
池田農林水産大臣政務官を高知県に派遣する等により、高知県と緊密な連携を図る。
必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。